平成２２年（フ）第１９７号
茨城県日立市大みか町４丁目６番12―101号
債務者　廣瀬　孝行
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２３８号
茨城県取手市本郷４丁目19番28号
債務者　月島なな子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
茨城県筑西市玉戸1589番地14
債務者　加藤　　尚
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３８１号
茨城県常総市豊岡町乙1292番地６、前住所茨城県取手市戸頭２丁目30番21―Ａ202号
債務者　北條　貴大（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１５８号
群馬県桐生市相生町２丁目193番地の15
債務者　木村　尚子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１２４４号
千葉市中央区新田町32番４号
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４４号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目９番24号　ソフィア本郷参番館102号
債務者　中倉　雅人
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６４号
千葉市中央区大巌寺町455番地２　グラン・シャリオ202号
債務者　伊藤　滝夫
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２８号
千葉市美浜区高浜１丁目12番３棟302号
債務者　冨田　郁子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４８２号
千葉県船橋市藤原６丁目26番４―903号
債務者　澤口　忠廣
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４９１号
千葉県市川市八幡６丁目35番５号トップアイランドＦ―201号
債務者　小川　信義
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５００号
千葉県市原市辰巳台東４丁目15番地　辰巳台東ハイツＡ棟201
債務者　中村　　俊
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０７号
千葉県市原市五井5268番地
債務者　鈴木　憲子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５２８号
千葉市中央区今井１丁目20番１号　フレグランス蘇我102号
債務者　畑野　一雄
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５３８号
千葉県市川市塩浜４丁目６番4245室市営住宅塩浜団地４棟
債務者　齋藤　惠介
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５３号
千葉県市川市塩焼２丁目３番４号ピアハイツ201号
債務者　山本由紀子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７１号
千葉県船橋市本町３丁目16番２号
債務者　滝口　節子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８２号
千葉市花見川区宮野木台４丁目１番８号　島本コーポ３号
債務者　澤山　正義
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係